

国民年金についてのお知らせ

国民年金保険料額の改定

令和2年度の保険料額は、月額16,540円(前年度比130円増)です。割引のある口座振替早割や前納制度をぜひご利用ください。

学生納付特例制度について

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

対象となるかた

各種学校(海外の大学など、対象とならない学校もあります)で1年以上の課程に在籍しているかたで、本人の所得が一定以下の学生。(118万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など)

※海外大学の日本分校などであって、文部科学大臣が個別に指定した課程も対象になります。

承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間はさかのぼって納付(追納)することができます。

猶予された期間は年金の受給資格期間に含まれます。申請をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に年金が受けられない場合があります。

承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度毎に1枚の申請が必要です。

申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書。
- ・学生証や在学証明書または終業年限が1年以上の課程であることの証明書。

◆ご注意ください

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低10年以上)には算入されますが、追納をしないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

離婚時の年金分割制度があります

離婚した場合、お二人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をお二人で分割できます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに秩父年金事務所までご相談ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

手話で障害者を支援する仲間を募集します

「手話奉仕員養成研修」

聴覚や音声、言語機能に障害のあるかたの社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座を開催します。

- 期 日 6月2日～11月27日おおむね毎週火、金曜日(全46回)
時 間 午後6時30分～8時30分
場 所 秩父市歴史文化伝承館ほか
定 員 40人
対象者 秩父郡市内に居住または通勤・通学(中学生以上)しているかた
参加費 受講費用は無料、ただしテキスト代3,300円のみ個人負担
内 容 入門編(名前を紹介しよう、趣味について話しましょうほか)
基礎編(表情豊かに具体的に、主語を分かりやすく、繰り返しの表現、ほか)
※講座中に手話通訳者などによる情報保障は原則ありません。
- 申込み 5月18日(月)までに健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233